

## 令和4年度第二次補正予算、令和5年度予算(案)補助事業 Q&A

### ○事業全般

No	問	回 答
1	補助金の交付申請には、要望調査票の提出が必要ですか。	要望調査票の提出が補助金交付申請の要件となります。予算に限りがある一方、毎年度ご要望が多く寄せられるため、要望調査を実施の上、調整を行わせて頂いています。
2	補助金交付要綱等は策定されているか。	補助金交付要綱等は今後正式に策定されるものがあります。そのため、策定された交付要綱等によってはご要望に沿えない結果になることもあり得ます。最新の情報は以下の国土交通省HPに掲載しています。 (国土交通省HP) <a href="https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr3_000029.html">https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr3_000029.html</a>
3	どの時点から着手したものが補助対象となるか。	以下のとおりとなります。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・R4補正地域公共交通確保維持改善事業(経営改善支援) → 補正予算閣議決定日(R4.12.2【P】)以降着手したものが補助対象</li> <li>・R4補正地域公共交通確保維持改善事業(バリア解消) → 交付決定日以降着手したものが補助対象</li> <li>・R4補正訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業 → 要綱策定日(R5.2.8)以降着手したものが補助対象</li> <li>・R5当初地域公共交通確保維持改善事業(バリア解消) → 交付決定日以降着手したものが補助対象</li> </ul> <p>着手時期は契約書の日付等で判断します。始期より前に契約されたものは、支払いが始期以降であっても補助対象とはなりません。</p> <p>なお、実際の実施予定期間や要望の内容により、どの予算で支援させていただくかは、国土交通省にて審査の上決定するため、結果がご要望によらない場合もありますのでご承知おください。</p>
4	国からの補助とは別に都道府県等の地方自治体からの補助金等を受けることは可能ですか。	可能です。ただし、当該補助金が対象・目的を同一とする他の国庫補助金を同時に受けることはできません。 (該当する補助金等不明な点は、個別にお問い合わせください。)
5	本件の補助金に加えて、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金も自治体から受け取ることは可能ですか。	可能です。ただし、受給額が補助対象経費のうち、国交省の補助額と重複した場合、重複した額は交付額から減額されますので、ご注意ください。
6	本件の補助金に加えて、雇用調整助成金、持続化給付金を受け取ることは可能ですか。	可能です(国庫補助金ではあるが、雇用調整助成金は従業員の雇用維持を、持続化給付金は事業の継続を目的としており、本事業と目的が違うため。)
7	交付申請、完了実績報告時の提出書類・部数・留意事項を明示頂きたい。	各地方運輸局・支局等からご連絡又はHPIに掲載する予定です。
8	自動車ターミナル法によるバスターミナルは、調査票がないので対象にならないということでしょうか。	自動車ターミナル法によるバスターミナル事業者は、乗合バス用の調査票をご活用の上、該当する箇所に要望を記入いただき提出ください。
9	要望調査の対象事業者として「タクシー事業者」には1人1車制個人タクシー事業者も含まれますか。	含まれます。なお福祉限定許可事業者のうち個人経営者は「福祉タクシー関係」の調査票となります。
10	自家有償旅客運送者も要望調査を提出することは可能ですか。	可能です。乗合バス事業に準じる形態の場合は乗合バスの様式で、タクシー事業に準じる形態の場合はタクシーの様式で要望を提出してください。
11	過去に交付決定を受けている場合、同じ事業で今回の要望調査に要望を出すことは可能ですか。	可能ですが、過去の補助事業で交付決定及び額の確定を受けている補助対象経費については、今回の補助対象とはなりません。なお、初めて交付決定を受けるものを優先する場合があります。
12	補助事業が内定になった場合に事業に着手したいが、要望調査票の「導入時期」はどのように記載すればいいですか？	「交付決定次第」と記載ください。
13	要望調査票の要望額について、千円未満の金額がある場合の扱いを教えてください。	要望額は補助対象経費を記載の割合で除した後、千円未満を切り捨て処理した額を記載してください。
14	要望調査票で事業概要を記載したところ、文字数が多くなってしまったため、印刷した時に全文が見えなくなっていました。問題ないでしょうか。	問題ありません。 要望調査票はExcelデータ編集し、Excelデータでの提出をお願いします。 行の追加や削除は絶対に行わないでください。

○スケジュール

No	問	回 答
1	要望調査期限から交付決定までの所要期間は。	要望調査〆切日から交付決定迄の所要期間は、最短で3ヶ月程度を予定しています。なお、申請書類の不備等により、これによらない場合もありますのでご了承ください。
2	交付が決定するまでの間、事業を進めることは可能ですか。	「感染症拡大防止対策」については、令和5年2月8日以降、事業着手・契約した経費であれば、交付決定前の着手でも対象となりますが、当該始期より前に契約されたものは、支払いが始期以降であっても補助対象とはなりません。 なお、実際の実施予定期間や要望の内容により、どの予算で支援させていただくかは、国土交通省にて審査の上決定するため、結果がご要望によらない場合もありますのでご承知おきください。
3	完了実績報告書の提出は、いつまでにすればよろしいですか。	要綱上、完了実績報告書の提出については、補助事業の完了後、1ヶ月を経過した日または補助事業完了年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までとされていますが、具体的な提出期限は各地方運輸局又は支局よりご連絡します。
4	繰り越して事業を実施することは可能ですか。	令和5年度内に事業完了して頂こうお願いします。

○車両関係について

No	問	回 答
1	ノンステップバスの基本的な補助対象・要件等を教えてください。	<p>ノンステップバスの導入については、導入・改造に要する経費のうちオプションを除く車両本体価格及び車載機器類の価格、改造費が補助対象になります。</p> <p>「補助対象経費」には補助対象車両価格(オプション抜き)+車載機器価格×台数、又は改造費+車載機器価格×台数を記載してください。</p> <p>【ノンステップバス】 補助対象となる車載機器類は以下の通りです(例年と同様です)。 a. ノンステップバス標準仕様装備(リフトバスはこれに準ずる装備) b. ニーリング、アイドリングストップ、オートマチック装置 c. ABS装置 d. 車椅子固定装置、床の滑止め加工 e. 上記aからdまでに掲げるものの他、次に掲げる付属品の取得に要する経費。 (補助対象の付属品) 運賃箱、両替機、整理券発行機、カードリーダー/ライター(ICカード対応のものは除く)、運賃表示器、行き先表示器、停留所名表示器、放送装置、集中操作盤、バックカメラ・バックカメラ専用モニター、乗降中表示灯、通路セフティランプ、間接確認装置、急停車注意灯、ボディー塗装(広告用の塗装を除く)、側/後窓着色ガラス、100Vコンセント又はUSB</p>
2	リフト付きバス、エレベーター付きバスの基本的な補助対象・要件等を教えてください。	<p>リフト付きバス、エレベーター付きバスの導入については、導入・改造に要する経費のうちオプションを除く車両本体価格及び車載機器類の価格、改造費が補助対象になります。</p> <p>「補助対象経費」には補助対象車両価格(オプション抜き)+車載機器価格×台数、又は改造費+車載機器価格×台数を記載してください。</p> <p>【リフト付きバス、エレベーター付きバス】 a. ノンステップバス標準仕様装備に準ずる装備 b. アイドリングストップ、オートマチック装置 c. ABS装置 d. 車椅子固定装置、床の滑止め加工 e. 上記aからdまでに掲げるものの他、バリアフリー化に資する車載機器類であって、大臣が認めるもの</p>
3	燃料電池バスは補助対象になりますか。	<p>補助対象となりますので、ご要望される場合は個別にご相談ください。なお、予算の範囲内で支援となりますので、ご要望の添えないことがあります。</p>
4	BRTシステムの導入について基本的な補助対象・要件等を教えてください。	<p>補助対象経費は、連節ノンステップバスの導入及びこれと一体的に整備する停留所施設(停留所標識、上屋、風除け、ベンチ、情報提供システム等)、公共車両優先システム(PTPS)車載器及びバス車内の乗継情報提供システムの整備等に要する経費となります。</p>
5	サイクルバス、水陸両用バス、オープントップバス、レストランバスの基本的な補助対象・要件等詳細を教えてください。	<p>サイクルバスの導入については、自転車を解体せずに乗車することができ、利用者への対応が多言語で対応している車両の導入・改造等に要する経費及び旅客施設において自転車を移動させるためのスロープの設置等に要する経費を補助対象とします(設計費、販促物作成費、多言語ウェブサイト作成費、翻訳費を含む)。</p> <p>水陸両用バス、オープントップバス、レストランバスの導入については、バス車両の導入・改造等に要する経費を補助対象とします(設計費、販促物作成費、多言語ウェブサイト作成費、翻訳費を含む)。</p> <p>「上記以外のバス」については、移動そのものが楽しめるバス車両が補助対象となります。</p>

6	UDタクシーの導入の基本的な補助対象、要件等詳細を教えてください。	<p>UDタクシーの導入については、導入・改造に要する経費のうちオプションを除く車両本体価格及び車載器類の価格、改造費が補助対象になります。</p> <p>「補助対象経費」には補助対象車両価格(オプション抜き)+車載機器価格×台数、又は改造費+車載機器価格×台数を記載してください。</p> <p>UDタクシー(T-1)で補助対象となる車載機器類は以下の通りです。 a. 車いす等固定装置 b. 車いす用シートベルト c. 手すり d. 点滴等フック固定装置 e. 車いす用ヘッドレスト f. a.~e.の他、バリアフリー化に資する車載機器類であって、大臣が認めるもの。</p> <p>UDタクシー(T-1)の導入には、以下の要件を満たす必要があります。 ①補助車両1台につき、ユニバーサルドライバー研修を受講した運転手を2名以上配置できること。 ②通達「ユニバーサルデザインタクシーによる運送の適切な実施について」(H30.11.8付)に基づく研修(実車を用いた研修)を年2回以上実施していること。</p>
7	福祉タクシーの導入の基本的な補助対象、要件等詳細を教えてください。	<p>福祉タクシーの導入にかかる補助対象経費は、車両本体(オプション除く)及び車載器類の価格、改造費になります。</p> <p>「補助対象経費」には補助対象車両価格(オプション抜き)+車載機器価格×台数、又は改造費+車載機器価格×台数を記載してください。</p> <p>補助対象となる車載機器類は以下の通りです。 a. 車いす等固定装置 b. 車いす用シートベルト c. 手すり d. 点滴等フック固定装置 e. 車いす用ヘッドレスト f. a.~e.の他、バリアフリー化に資する車載機器類であって、大臣が認めるもの。</p>
8	ジャンボタクシーの導入の基本的な補助対象、要件等詳細を教えてください。	<p>ジャンボタクシー(T-2)は運転手を除き6人乗り以上のワゴンタイプのタクシーで、車両と共にキャッシュレス車載機器を導入するものが補助対象となります。</p>
9	UDタクシー導入補助の要件となっている「ユニバーサルドライバー研修」について、他の専門性の高い研修を受講していた場合又は専門の資格を保有している場合は研修受講とみなすことはできないでしょうか。	<p>「ユニバーサルデザインタクシーによる運送の適切な実施について」(H30.11.8付)には研修の要件として以下は記されています。</p> <p>(1)研修内容には、従業者の意識の啓発に資するよう、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法理第65号)及び同法第6条に規定する障害を理由とする差別の解消に関する基本方針への理解に関するものを含めること。 (2)UDタクシーの設備の操作を行う運転者に対する研修及び運転者への教育担当者に係る研修は、実車を用いた説明及び実習を含めること。</p> <p>上記を満たす研修としては、福祉タクシー乗務員研修、介護福祉士や訪問介護員の資格取得の際受講する内容などが挙げられますが、補助の要件としては、(2)の実車研修の受講も必要となりますのでご留意ください。</p>
10	UDタクシーの補助を受ける場合、補助車両1台につきユニバーサルドライバー研修を受講した運転手を2名以上配置することが要件となっていますが、今回補助を受ける車両のみに配置すればよいですか。	<p>過去に補助を受けてUDタクシーを導入している場合、当該車両にもユニバーサルドライバー研修を受講した運転手を配置することが必要です。車両1台あたりの配置運転手については、一覧表を提出していただく必要があります。なお、令和元年度から配置運転手数が1台あたり3名から1台あたり2名に緩和されています。平成30年以前に補助を受けた車両についても1台あたり2名配置されていれば可とします。</p>
11	UDタクシーの補助を受ける場合、通達「ユニバーサルデザインタクシーによる運送の適切な実施」(H30.11.8付)に基づく研修(実車を用いた研修)を年2回以上実施していることが要件となっていますが、年とはいつからいつまでのことをいうのですか。	<p>今回の要望調査においては、「令和4年4月1日から、令和5年3月31日まで」の令和4年度中又は交付申請時までの直近1年間を指します。ただし、運用方針にあるとおり、条件は交付申請時までに充足する必要があります。(交付申請期限については、各地方運輸局が指定します。) 交付申請時には実施済み、又は実施計画を書面で報告いただく必要があります。</p>
12	個人タクシー事業者がUDタクシーの導入を計画している場合、要件はどうなるか。	<p>運転者は1名ですので、当該運転者がユニバーサルドライバー研修を受講又は福祉タクシー乗務員研修、介護福祉士や訪問介護員の資格取得の際の講習の受講していること。また車内設備の操作に習熟するための研修を年2回受講していることを証明していただければと思います。 (実車講習が年2回受講できない場合は、相当の理由を提示していただければと思います。)</p>
13	インバウンド予算により、UDタクシーの導入支援を受ける際の要件となっているキャッシュレス機器の導入、Wi-Fi機器の導入については、他の国庫金補助事業での導入、クレジット決済事業者からの無償提供、代替前の車両からの載せ替えなどによるものも認められますか。	<p>機能が導入されれば、導入の形態は問いません。</p>
14	地域公共交通確保維持改善事業(バリアフリー化設備等整備)によってバリアフリー車両を導入する場合、都道府県等協議会で議論の上生活交通確保維持改善計画を策定し、交付申請書に添付する必要がありますが、同協議会の開催を書面で行うことは可能ですか。	<p>車両、施設のバリアフリー化は地方自治体の基本方針に則った対応が必要であることから、協議会において十分な議論を経ることは当然です。よってその開催方法は、原則として、関係者全員の出席による対面方式がのぞましいところです。ただし、協議事項のうち軽微な事項(基本方針によって導入目標年次、導入目標数が定められており、その進捗を報告する場合等)としてあらかじめ定められている場合などはこの限りではありません。</p>
15	ノンステップバスやリフト付きバス、タクシー車両等の導入について、割賦契約は補助対象となりますか。	<p>車両導入に対する補助は補助事業年度内に購入したものを補助対象とするため、割賦契約は補助対象外となります。</p>

○公共交通のデジタル化・システム化

デジタル化・システム化関係

No	問	回 答
1	公共交通のデジタル化・システム化の基本的な補助対象・要件等を教えてください。	<p>【バス・タクシー等共通】 自動車事故対策費補助金における「運行管理の高度化に対する支援」、「過労運転防止のための先進的な取り組みに対する支援」で補助対象認定をされている機器については他の補助制度の対象となるため、本事業では補助対象になりません。詳しくは以下URLをご覧ください。 <a href="https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/subcontents/jikoboushi.html">https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/subcontents/jikoboushi.html</a></p> <p>業界を問わない一般的な勤怠管理業務・収入支出監理業務のデジタル化機器等については、旅客自動車運送業界特有の拘束時間や休息期間等の管理機能が備わっていない場合があり、補助事業としての効果を図ることができませんので、補助対象となりません。</p> <p>タクシーのキャッシュレス対応、バスICカードシステム導入等のキャッシュレス対応、バスロケーションシステム、多言語対応の設備機器については、「インバウンド関係設備」の項目で要望してください。</p>
2	グループ会社で、親会社や組合等が一括して契約している機器の導入経費も対象となるか。	補助対象事業者は、「旅客自動車運送事業者」及び「旅客自動車運送事業者を構成員に含む団体」となります。
3	ホールディング会社など、持ち株会社は補助対象となるか。	補助対象となりません。
4	システム利用料も対象になるか。	システム利用料等のランニングコストに対する支援要望については要望できません。
5	プリンタのトナーやカートリッジ、事務作業用のPCは対象になるか。	消耗品や汎用品は対象になりません。具体的な範囲については地方運輸局等にご相談ください。
6	IT点呼機器、ドライブレコーダー、デジタル式運行記録計（デジタコ）は要望できるか。	自動車事故対策費補助金における「運行管理の高度化に対する支援」、「過労運転防止のための先進的な取り組みに対する支援」で補助対象認定をされている機器については他の補助制度の対象となるため、本事業では補助対象になりません。詳しくは以下URLをご覧ください。 <a href="https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/subcontents/jikoboushi.html">https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/subcontents/jikoboushi.html</a>
7	「IT点呼に係る機器」で、遠隔点呼について、要望できるか。	要望できません。
8	システムの構築費用は対象になるのか。	対象となりますが、予算に制約があるためご要望に沿えない場合があります。
9	割賦契約で購入したものは対象となるのか。	割賦契約で購入したものは対象とはなりません。但し、補助対象期間内に支払いが完了し、所有権の移転が確認できる場合は対象となります。
10	システムの機能が多岐にわたるため、複数の要望項目を跨る場合、その要望項目で要望すればよいか。	導入するシステムの代表的な機能を選択し、ひとつの要望項目にまとめてご要望ください。
11	導入済みの古くなった設備の買い替えについては対象となるか。	対象となりません。機能向上であれば対象となります。

デジタル化・システム化等のための調査等

No	問	回 答
1	デジタル化・システム化等のための調査等の基本的な補助対象・要件等を教えてください。	<p>デジタル化等に係る調査については、DX支援に係るコンサルタント支援などを通して、デジタル化等の実現に向けた課題の共有及び調整などを目的として行う調査事業となります。</p> <p>調査事業では、DX支援に係るコンサルタント経費等について対象とします。また、コンサルティング業務の一環としてのソフトウェア開発等の開発経費（委託費）についても対象としますが、この場合においても社内SE等が開発する内製化された開発経費（人件費）は対象外です。</p>
2	デジタル化・システム化等のための調査等とは何か。	デジタル化等に係る調査については、DX支援に係るコンサルタント支援などを通して、デジタル化等の実現に向けた課題の共有及び調整などを目的として行う調査事業となります。
3	調査等の補助対象を具体的に教えて欲しい。	デジタル化等のための調査に要する費用（事務費、データの収集・分析の費用、アンケートの実施費用、専門家の招聘費用、短期間の実証調査のための費用等）等を想定しています。 なお、詳細は交付申請時に審査することになりますのでご承知おきください。

○訪日外国人旅行者受入環境整備関係

多言語化への取組み

No	問	回 答
1	多言語対応の基本的な補助対象・要件等を教えてください。	多言語表記は英語併記を行うものを基本とし、中国語(簡体字/繁体字)又は韓国語その他必要とされる言語も対象とします。表記に当たっては、視認性、美観を損なわないよう配慮する必要があります。ナンバリング、ピクトグラムにかかる経費は、多言語表記と合わせて行う場合補助対象とします。
2	案内標識の多言語化とは具体的にはどのようなものが対象になりますか。	案内標識とは、誘導サイン類(施設内の方向を指示するのに必要なサイン)、位置サイン類(施設等の位置を告知するのに必要なサイン)、案内サイン類(乗降条件や位置関係等を案内するのに必要なサインで路線図、時刻表、構内図、所要時間案内標、運賃表、のりば案内標を含む。)、規制サイン類(利用者の行動を規制するのに必要なサイン)を多言語表記するものを指します。
3	多言語・翻訳用タブレットにインストールする多言語翻訳アプリに指定はありますか。	指定はございませんが、「Voicetra」の活用を推奨します。
4	翻訳アプリの導入・維持経費は補助対象となりますか。	翻訳アプリの初期導入費用については補助対象となりますが、月額利用料と言った維持経費は補助対象となりません。なお、翻訳アプリについては、情報通信開発機構が提供する「Voicetra」アプリが無料で利用できますのでこちらの活用についてご検討ください。
5	ホームページの多言語表記について、補助要件はありますか。	ホームページの多言語表記はパソコン、スマートフォンから利用可能で、検索機能、予約システムを備えたものが補助対象になります。
6	多言語研修の実施について、自社従業員を英会話教室等に通わせるものは対象になりますか。	対象になりません。事業者等が自ら開催する研修が補助対象になります。
7	多言語パスロケーションシステムの導入について、補助対象、要件等詳細を教えてください。	多言語パスロケーションシステム(B-47)については、車載機器のほか、営業所に置くPC等の機器、システム導入費、データのGTFS化、工事費も補助対象となります。補助対象経費にはそれらも含めた導入経費総額を記載してください。また、車載機器の価格のわかる資料のほか、システム導入経費、データのGTFS化等車載器以外の価格のわかる資料を添付してください。更に、バス1台あたりの車載機器の経費も明示してください。
8	現在デジタルサイネージを有しているが、発信するコンテンツを新たに作成しようと考えている。コンテンツ作成費用のみを計上することは可能ですか。	コンテンツ作成そのものは、効果促進事業であるため、単独での要望はできません。別途基幹事業を実施し、その効果促進事業として、コンテンツ作成をする場合は、補助対象となります。
9	デジタルサイネージにおいて、広告を掲載した場合、補助対象となりますか。	広告掲載による収益は、施設の維持管理費程度にとどめる必要があります。なお、この場合でも、広告掲載を主目的とするものについては、補助対象外となります。
10	観光、交通、災害情報のホームページ多言語化にあわせ、他の情報(予約サイトや広告等)も多言語化する場合、補助対象となりますか。	補助対象となりません。観光、交通、災害情報のホームページ多言語化のみ補助対象となります。
11	翻訳機器のリース事業者は補助対象として認められますか。	補助対象事業者が自ら使用する目的で導入するものが対象となるため、リース事業者は対象になりません。
12	事業者協会が主催する英語接遇研修を外部委託する場合の費用も補助対象となるか	協会が主催する英語接遇研修を外部委託するものについては補助対象になります(事業者の従業員が個人で受講する英会話教室の受講料を補助する場合は対象になりません。)。また、外部委託を年度契約等で交付決定前に契約していた場合は、対象になりません。

## キャッシュレス決済環境の整備

No	問	回 答
1	キャッシュレス決済環境の整備の基本的な補助対象・要件等を教えてください。	<p>【共通】 機能の明確な向上ではないもの(故障、老朽化等に対応するための修理修繕及び代替更新のみに要する経費)は補助対象になりません。</p> <p>【バス関係】 交通系IC決済機器(B-51)と同時に、利用者に配布する交通系ICカードを購入する場合の補助対象費用は、全国相互利用可能なものであって、補助対象期間内に利用者に配付されたことが文書により確認可能なものを購入する経費のみを補助対象とします。なおデポジットや発行手数料を徴するものは対象になりません。</p> <p>【タクシー関係】 決済用タブレットは翻訳アプリの有無にかかわらず、T-14~17のいずれかで要望してください。クレジット、QR、交通系ICの機能を併せ持つ複合機は「T-14クレジット決済機器」として要望してください。QR、交通系ICの機能を併せ持つ複合機は「T-16交通系IC決済機器」として要望してください。</p>
2	対象となるキャッシュレス決済手段とはどういったものですか。	クレジットカードや電子マネー、QRコード決済等が対象となります。また、1つの端末で複数の決済手段が使える場合も対象となります。ただし訪日外国人旅行者の利用が見込まれないキャッシュレス決済手段のみを整備する場合にあっては対象になりません。
3	既にクレジットカード決済に対応している車両に対し、新たにQRコード決済に対応するためにタブレット端末を導入することは可能でしょうか。	可能です。
4	キャッシュレス決済について車両に取り付けられた場合を対象にしているが、乗車券売り場などの扱いは？(空港リムジン系統では乗車券を窓口、券売機で購入するケースが多い)	可能です。
5	既存の車両でキャッシュレス機器未設置のものに搭載するための導入は認められますか。	可能です。
6	キャッシュレス機器のリース事業者は補助対象として認められますか。	補助対象事業者が自ら使用する目的で導入するものが対象となるため、リース事業者は対象になりません。
7	交付申請期限後、今年度中に発売される機器は補助対象とならないか。	補助事業期間内に発売されることが確実で、交付申請時に見積もり書等が用意でき、機器及び補助対象経費が確認できるものであれば、申請いただいで構いません。

## 無料公衆無線LAN環境の整備

No	問	回 答
1	無料公衆無線LAN環境の整備の基本的な補助対象・要件等を教えてください。	<p>無料公衆無線LAN環境の整備に要する経費は、「機器購入費」(無料公衆無線LAN機器の購入に係る費用)及び「機器設置工事費」(無料公衆無線LAN機器の設置工事に係る費用、ソフトウェア購入費(セキュリティ対策含む。))を補助対象とします。</p> <p>いわゆる「ポケットWiFi」を導入する場合は、容易に持ち出しできないよう、車両内部に固定するものを補助対象とします。</p> <p>本事業による補助金を活用し、無料公衆無線LAN環境の整備を図る際は、共通シンボルマークJapan.Free Wi-Fiの申請も併せて行い、同シンボルマークの掲出を行う必要があります。</p>
2	無料公衆無線LAN機器の認証画面において広告を掲載することは可能ですか。	設備の維持管理費程度の収支であり、広告の募集・選定を公平中立に実施し、公序良俗に反しない内容の場合可能です。ただし、広告の作成費用は補助対象経費から除きます。
3	共通シンボルマークJapan.Free.Wi-Fiの掲出はいつまでに実施する必要があるか。	事業完了実績報告書の提出までに掲出し、事業完了実績報告書提出に際しては掲出された写真を提出いただくこととなります。
4	可搬式無料公衆無線LAN機器を導入する場合も補助対象となるか。	交付要綱に定める補助対象事業者が当該機器を購入し、当該機器の所有権が販売者から補助対象事業者に移転される場合は補助対象になります。機器をレンタルし、利用料を支払う場合など、月額利用料と言った維持経費は補助対象になりません。
5	ポケットWi-Fiは対象になるか。	ビスや金具を用いて車内に固定し、ドライバー等が容易に取り外せない状態にするものは対象になります。(固定に用いた部材、工賃も補助対象になります。)また、ポケットWi-Fiを導入する場合でも、「Japan.Free Wi-Fi」の登録、シンボルマークの掲出は必要になります。
6	既存の車両でWi-Fi機器未設置のものに搭載するための導入は認められますか。	可能です。
7	リース事業者は補助対象として認められますか。	補助対象事業者が自ら使用する目的で導入するものが対象となるため、リース事業者は対象になりません。

バス車両又はバスターミナルのトイレの洋式化

No	問	回 答
1	トイレの洋式化の基本的な補助対象・要件等を教えてください。	基本整備項目(和式便器の洋式化、洋式便器の増設、洋式便器の旧式から新式への交換(温水洗浄便座を設置するものに限る。)、洋式便器の新設(建替、増築、新築時))及び基本整備項目に該当する事業と共に整備する項目(追加整備項目(温水洗浄便座、暖房便座、ハンドドライヤー、洗面器(自動水栓化等)、化粧鏡、小便器(自動水栓化等)、LED照明、室内空調(換気、冷暖房)設備、外装工事(屋根部分は除く。)、窓、入口ドア、案内標識(多言語又はピクトサイン等により、トイレであることを示す標識やトイレの場所まで誘導することを目的に設置する看板等)、案内表示(トイレ施設内のピクトサインや使用方法を説明する多言語表示の設置等)、掃除流し、その他)が補助対象となります。
2	設計のみは補助対象となりますか。	設計から施工までが必要です。
3	和式から洋式に交換する際、温水洗浄便座の設置は可能でしょうか。	可能です。基本整備項目である洋式化を行う場合には、その他の既存洋式トイレへの機能追加も可能です。
4	暖房便座が設置された洋式トイレに温水洗浄便座のみ設置したいが補助対象事業となりますか。	基本整備項目があれば対象となりますが、温水洗浄便座のみの設置は対象外です。
5	既存建物の一部を改修(躯体工事)してトイレを設置する場合、便器設置費用や内装部分等については補助対象となりますか。	補助対象事業部分を切り出しての申請は可能です。
6	基本整備項目である「和式便器の洋式化」を実施する場合、別の洋式便器に暖房便座のみを取り付けることは、補助対象となりますか。	補助対象となります。

非常用電源装置等の整備

No	問	回 答
1	非常用電源装置等の整備の基本的な補助対象・要件等を教えてください。	情報端末への電源供給機器は、災害等の発生時において訪日外国人旅行者が所有する携帯電話等の情報端末を充電するための機器が補助対象となります(情報端末を同時に10台以上充電できるものが補助対象となります。)。非常用電源装置は、旅客施設や車内・船内において、多言語で情報提供等を行うために必要な非常用電源装置(蓄電池システム、発電機等)が補助対象となります。各導入機器については、故障、老朽化に対応するための機能の明確な向上を伴わない修理修繕、代替更新のみに要する経費は補助対象としません。
2	「災害等」はどの程度のものをいいですか。	多数の訪日外国人旅行者が、暴風、豪雨、地震等に起因する公共交通機関の大きな乱れ等により影響を受け又は、影響を受けるおそれが生じた場合であって、旅行者への継続的な情報提供の必要性が高まる場合を示します。
3	非常用電源装置の設置場所について、旅客施設、車内当以外への設置は補助対象になりますか。	訪日外国人旅行者の利用を想定しているため、専ら乗務員の使用が想定される営業所、休憩室への設置・導入については補助対象になりません。
4	携帯電話等の情報端末への充電について、同時に何台程度の充電ができるようにする必要がありますか。	情報端末を同時に10台以上充電できる環境の整備をしてください。
5	非常用電源設備のみの応募も可能でしょうか。	情報端末への電源供給機器がすでに整備されており、災害等の発生時に複数の携帯電話等の情報端末を充電することが可能な場合、補助対象となります。
6	情報端末への電源供給機器のみの応募も可能でしょうか。	災害等の発生時に、必要な案内業務や携帯電話の充電等が可能な非常用電源が既に整備されている場合、補助対象となります。
7	情報端末への電源供給機器については、充電用のコンセントの設置をすることで問題ないか。	コンセントだけでは要件を満たしているとは言えません。災害時に旅行者が充電器を持っているとは限らないことから、充電器(充電ケーブル)まで整備することが必要となります。
8	非常用電源設備と情報端末への電源供給機器を合わせて申請することも可能でしょうか。	可能です。



9	非常用電源設備、情報端末への電源供給機器について、平時における使用を前提に整備を行ってもよろしいでしょうか。	災害等の発生時に迅速かつ確実に機器を使用できる必要があります。よって、機器が確実に使用できる状態を維持することを目的とした平時の使用を前提とする整備については補助対象となります。
10	携帯電話等の情報端末の充電を有料で行うことは可能なのでしょうか。	有料で提供するものについては、補助対象外となります。
11	太陽光発電や手動の電源供給機器は補助対象となるのでしょうか。	災害等の発生時に、必要な案内業務や携帯電話等の情報端末を充電するために、安定した電力供給ができる環境を整えること必要があることから、電源供給が不安定な機器は補助対象外となります。
12	ガソリン携行缶等燃料を保管・運搬するための容器はその他の非常用電源装置等の整備に附随する機器に含まれるのでしょうか。	補助対象となります。
13	非常用電源装置の燃料については、補助対象となるのでしょうか。	燃料については、ランニングコストに該当するため補助対象外となります。
14	非常用電源装置と情報端末への電源供給機器が一体型になったものは補助対象となるのでしょうか。	補助対象となります。 非常用電源装置として申請してください。
15	非常用電源装置は、案内所をどの程度営業するための容量が必要なのでしょうか。	最低限、通常営業時間内は案内を継続するための容量が必要となります。
16	非常用電源装置や電源供給機器の老朽化に伴う補修や買い替えは、補助対象となるのでしょうか。	設備の故障、老朽化に対応するための修理修繕、代替更新に要する経費は、補助対象外です。ただし、機能の明確な向上を伴う修理修繕、代替更新については補助対象となります。
17	非常用電源装置、電源供給機器のリース事業者は補助対象として認められますか。	補助対象事業者が自ら使用する目的で導入するものが対象となるため、リース事業者は対象になりません。

### 公共車両優先システム(PTPS)車載器の導入

No	問	回 答
1	公共車両優先システム(PTPS)車載器の導入の基本的な補助対象・要件等を教えてください。	BRTシステムとして連節バス車両に導入するものは対象外となります。 観光用途(空港アクセス又は観光周遊に用いるもの)に用いるものに限り、観光用途と観光以外の用途の両方に用いる場合は補助対象となります。

### ○バスターミナルの移動円滑化、待合・乗継環境の向上、情報提供について

No	問	回 答
1	バスターミナルの移動円滑化、待合・乗継環境の向上、情報提供について、基本的な補助対象・要件等を教えてください。	バスターミナルの段差解消は、エレベーター、スロープ等の設置に対する経費(本工事(資産の購入を含む)、付帯工事費、補償費及び事務費(補助対象事業に直接要する経費))が補助対象となります。 待合・乗継環境の向上及び情報提供に要する経費は待合施設の整備(多機能トイレの整備含む)、ホームページの作成・改良等が補助対象となります。バリア解消との関連性に乏しい部分、また、老朽施設の更新に過ぎないと考えられるものについては補助対象としません。

○障害者用ICカードシステム及び障害者用WEB予約・決済システムの導入

No	問	回 答
1	障害者用ICカードシステム及び障害者用WEB予約・決済システムの導入について、基本的な補助対象・要件等を教えてください。	<p>障害者用ICカードシステム及び障害者用WEB予約・決済システムの導入に要する経費は、以下のとおりです。                      なお、事業の構成要素のうち、バリア解消との関連性に乏しい部分、老朽更新に過ぎないと考えられるものについては対象となりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・機器(自動改札機、監視盤、窓口処理機、ICチャージ機、車載機・中継機、運賃箱、自動券売機等)改修に要する経費</li> <li>・ICカードシステム改修に向けた要件定義と設計作業に要する経費</li> <li>・障害者用ICカードを認識するためのコードの追加、収入精算等、他システムとの連携構築等の改修に要する経費</li> <li>・WEB予約・決済システムと障害者手帳情報との連携に必要なシステム構築に要する経費</li> <li>・上記の他、障害者用ICカードシステム及び障害者用WEB予約・決済システムの導入に要する経費として認められるもの。</li> </ul>

○タクシー乗り場の移動円滑化、待合・乗継環境の向上、情報提供について

No	問	回 答
1	タクシー乗り場の移動円滑化、待合・乗継環境の向上、情報提供について、基本的な補助対象・要件等を教えてください。	<p>タクシー乗り場の移動円滑化は、エレベーター、スロープ等の設置に対する経費(本工事(資産の購入を含む)、付帯工事費、補償費及び事務費(補助対象事業に直接要する経費))が補助対象となります。                      待合・乗継環境の向上及び情報提供に要する経費は待合施設の整備(多機能トイレの整備含む)、ホームページの作成・改良等が補助対象となります。バリア解消との関連性に乏しい部分、また、老朽施設の更新に過ぎないと考えられるものについては補助対象としません。</p>

○福祉タクシーの共同配車センターの整備について

No	問	回 答
1	福祉タクシーの共同配車センターの整備について、基本的な補助対象・要件等を教えてください。	<p>福祉タクシーの共同配車センター(資本系列の異なる複数のタクシー事業者で設置する福祉タクシー車両を共同配車するための共同配車センター)の整備にかかる補助対象経費は、通信設備整備費、車載機器整備費、コーディネーター養成費になります。</p> <p>補助対象となる通信設備整備費は以下の通信設備の購入に要する費用になります。ただし、携帯電話を含む電話等の通常の通信機器及び福祉タクシー車両以外の配車に使用する通信設備は、補助対象外になります。</p> <p>a. 無線用アンテナ b. 無線機 c. データ専用受信機 d. CTI/GISサーバー e. 通信制御装置 f. 中央処理装置 g. 地図画面表示装置 h. 関連装置</p> <p>共同配車センターで配車する福祉タクシー車両に搭載する共同配車のための情報の送受信に必要な以下の機器の購入に要する費用は補助対象になります。</p> <p>a. GPSアンテナ、GPS受信機 b. 操作機 c. 信号処理装置 d. 無線用アンテナ、無線機 e. スピーカー、マイク f. ナビゲーション又はモニター装置 g. 文字表示装置 h. 携帯端末によるパケット送受信機(携帯電話のみの機能を有するものを除く。)</p> <p>コーディネーター養成費は、共同配車センターにおいて配車業務に従事する者が、資格の取得又は研修の受講を行う場合に必要となる以下の費用を補助対象経費とします。(受講に必要な交通費を除きます。)</p> <p>a. 訪問介護員養成研修(2級課程) b. 一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会等が実施するケア輸送サービス従事者研修 c. 上記の他これらに準ずるものとして大臣が認める研修</p>

○感染症拡大防止対策設備導入

設備導入関係

No	問	回 答
1	感染症拡大防止対策設備導入の基本的な補助対象・要件等を教えてください。	<p>感染症拡大防止対策設備については、事前に対象となる機器は指定しませんが、第三者機関による効果検証・結果を記した証書が添付されたものを優先的に補助対象と認定します。</p> <p>空気清浄機フィルター、アルコール消毒液、配布や持ち帰り可能なチラシ等の消耗品は補助対象となりません。</p> <p>感染症拡大防止対策と直接関係がないと認められた場合、当該機器は補助対象となりません。</p> <p>各導入設備については、上記第三者機関発行の証書のほか、製品、機器構成が判別でき、要望額が検証できるよう、カタログ(機器構成図)、見積書(なければ価格表)の写しを添付してください。ないものについては内示できない場合があります。</p>
2	どのようなものが対象になるか。	<p>防菌シート(運転者と利用者、利用者と利用者の飛沫感染を防ぐため設置されるビニールシート等)、車内の光触媒等による抗菌加工(空車時に紫外線を用いて車内除菌するものも含む)、車両の座席の一部に使用制限をかけるための部材、空気清浄機、空気清浄モニター、低濃度オゾン発生装置等を対象とする予定です。</p> <p>具体的には要望の内容を確認の上適否を判断するため、感染症対策として直接効果のあるものについてはご要望いただいても構いません。</p> <p>また、空気清浄機フィルター、アルコール消毒液、除菌スプレー、配布や持ち帰り可能なチラシ等の消耗品は補助対象となりません。</p> <p>なお、機器の取付工賃は対象としますが、出張費、配送料等は対象外となります。</p> <p>詳しくは、各運輸局等へご確認ください。</p>
3	空気清浄機、空気清浄モニター、低濃度オゾン発生装置等機器等について、具体的な機器の指定、性能の評価などは行われるか。	<p>ウイルス除去等について効果があることを証する大学研究機関等第三者機関の証明書を添付するようお願いいたします。なお、未添付の場合は、内示できない場合があります。</p>
4	実際にはまだ販売されていない機器でも要望として提出して良いか。	<p>見積書かメーカーの参考価格でも良いので、補助対象経費を見積もることが可能であれば要望していただいても構いません。</p> <p>ただし、実際に機器が販売された際、価格が見積額よりも高額となった場合でも補助金交付額の内示額は変わりません。</p> <p>また、機器の選定に際しては、上記回答も踏まえるようお願いいたします。</p>
5	設備等について、数量に上限はあるか。	<p>特に要望できる数に制限は設けていませんが、予算の範囲内で補助金を交付することとしており、補助金交付内示額が要望額を下回る場合もあります。</p>
6	国から内示された数量が、要望を下回った場合、事業者負担分について地方自治体等から支援を受ける場合の制約(国で内示された数量以外は申請できない)はあるか。	<p>ありません。</p>
7	調査票に記載する補助対象事業費等は、概算での記載でよいか。	<p>見積書等により算出した金額を記載ください。なお、調査票にも記載していますが、見積書等内容のわかる資料の添付が必要で、未添付の場合は内示できない場合もあります。</p>
8	利用者に対して感染症対策への協力を求めるための周知とは具体的にどのようなものが該当するのか。	<p>例えば、コロナウイルス対策ガイドラインに基づき利用者に協力を依頼する事項について、映像作成費やパンフレットのデザイン料等が想定されます。配布や持ち帰り可能なチラシ等の消耗品は補助対象となりません。</p>
9	タクシーの「防菌シート・防護板」と「防護壁設置車両」の違いは何ですか。	<p>「防菌シート・防護板」は取り外しのできる簡易的なビニールシート等を、「防護壁設置車両」は納車の段階で既に感染症拡大防止に資する設備(隔壁等)が設置されている状態の車両を想定しています。</p>
10	感染症対策設備のリース事業者は補助対象事業者として認められますか。	<p>認めておりません。</p>
11	運転席仕切りカーテン隔壁とは具体的にどのようなものが該当するのか。	<p>例えば、コロナウイルス対策ガイドラインに基づき運転席周りをビニールシートで物理的に仕切るものなどが想定されます。自社で取り付ける場合、人件費等の取付費用は補助対象となりません。</p>
12	旅客席と旅客席を仕切るカーテンもしくは仕切り版なども補助対象になりますか。	<p>旅客席と旅客席を仕切るカーテンもしくは仕切り版なども補助対象になります。自社で取り付ける場合、人件費等の取付費用は補助対象となりません。</p>
13	ターミナルの衛生対策とは具体的にどのようなものが該当するのか。	<p>例えば、バスターミナル内への熱感知カメラの設置、待合スペースの座席の一部に使用制限をかけるための部材(機器購入・設備費用)等が想定されます。</p>
14	主に従業員が使用する営業所に設置する感染拡大防止のための設備は補助対象になりますか。	<p>運転者の感染を防止し、運行の継続を図るものは対象外とはしませんが、利用者の感染防止を図る対策が優先されます。</p>
15	コロナウイルス対策ガイドラインとは「バスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」(令和2年5月14日)(令和4年12月1日改訂)と「貸切バスにおける新型コロナウイルス対応ガイドライン」(令和2年6月19日)(令和4年11月30日改訂)のどちらに沿った運行が必要になるのか。	<p>どちらでも構いませんが、「貸切バスにおける新型コロナウイルス対応ガイドライン」(令和2年6月19日)(令和4年11月30日改訂)は旅行者と取引がある場合を想定したガイドラインになります。</p>

感染拡大防止効果の高い設備を備えた車両を導入するために要する費用(貸切バス)

No	問	回 答
1	高性能車内換気機構等感染拡大防止効果の高い設備を備えた車両の導入とは具体的にどのようなものが該当するのか。	例えば、コロナウイルス対策ガイドラインに基づき外気換気モードによるエアコンの使用が可能である車両の導入等が想定されます。
2	要望調査票(K-52)に記載する補助対象経費(税抜)は、概算での記載でよいか。	「補助対象経費」には、外気換気モードによるエアコン等、感染拡大防止効果の高い設備を使用する為に発生する費用について、見積書等により算出した金額を記載ください。
3	導入とあるが、現在リース中の車両を含めてもよいか。	現在リース中の車両も含めていただいて構いません。
4	具体的にどのような費用が補助対象経費となるか。	例えば、新規導入車両(中古車も含む)については車両本体価格、リース導入車両(既存車両も含む)については、リース料(令和5年2月8日以降発生するものに限る)があげられます。
5	割賦契約で車両を購入した場合は補助対象になるか。	割賦契約は補助対象になりません。
6	新規導入車両と既存車両の相違はどのように判断したらよいか	新規導入車両は補助金を受けることを前提に導入されるもの(内示後導入されるもの)を想定しています。要望調査時に既にリース料が発生している車両は既存車両として要望を提出してください。